

## 主な指摘事項【幼保連携型認定こども園】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
施設	職員配置基準	本園の保育士の数について、土曜日の早朝に保育士の配置が1名の時間帯がある。シフト等の見直しを行い、保育士を常時2名以上配置すること。 職員配置状況確認表上で求められる職員配置基準を満たしていない月があるため、こども育成室へ修正報告を行うこと。	3件
施設	感染症対応	手足口病の罹患者が10名以上発生しているが、市へ報告していない。今後、同一の感染症が1週間に10名以上、または重篤患者が2名以上発生した場合は、こども育成室（運営担当）へ速やかに報告すること。 感染症全般について、園における感染予防対策、登園の停止・再開の手続き、重篤者発生時の市への報告方法等を追加し、感染症対応マニュアルとして整備すること。	3件
施設	主任・主幹の専任	職員配置状況確認表に記載されている主幹保育教諭2名について、主幹保育教諭としての辞令が発令されていない。職員配置状況確認表に主幹保育教諭として記載する従業者には、主幹保育教諭としての辞令を発し、主幹保育教諭としての役割を明確にして従事させること。	1件
施設	職員研修の実施	研修計画は職員の職務内容、経験等に応じて策定することとされているため、対象者名を記載し、誰がどういった研修を受けるのかわかるように策定すること。また、保育実践を通じて職員同士が互いに学び合う機会として、園内研修を計画的に実施すること。	1件
施設	事故防止	ヒヤリハットの記録様式を整備すること。	1件
施設	アレルギー対応	食物アレルギーのある子どもは生活管理指導表に基づき対応すること。アレルギー対応マニュアルについて、生活管理指導表を必須とするよう内容を見直すとともに、調理・配膳における注意事項及びエピペンの取り扱いについても記載すること。	1件
施設	面積基準	園庭の面積が在籍児童に対して必要な面積基準を満たしていない。クラス編成を行う際は、園庭の面積基準にも十分留意すること。また、各クラス配置の変更により、各室の使途や面積が変更となった際は、こども育成室（施設担当）に届け出ること。	1件
施設	虐待防止措置	虐待防止マニュアルに、明石こどもセンターの連絡先を追加すること。	1件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき発注すること。 野菜について、実態と異なる廃棄率で発注しているため、適正量を発注するよう見直すこと。 果物、加工食品等は個数ではなく重量で（または1個あたりの重量を明記して）発注し、納品の際に確認できることにすること。	4件
給食	栄養目標量の設定	在籍園児の身体状況等の指標を用いて給与栄養目標量を積算すること。また、食品構成基準は、給与栄養目標量を充足するように設定すること。 月報において特定の給与栄養量の充足率が低いため、給与栄養目標量及び食品構成基準を充足するよう献立作成を行うこと。	3件
給食	アレルギー対応	アレルギー対応マニュアルについて、生活管理指導表を必須とする等、厚生労働省のガイドラインの改訂に合わせて内容を見直すこと。また、施設の体制、職員の役割分担、誤飲・誤食時の緊急対応、エピペンの取り扱い等、園における具体的な対応手順についても記載すること。 全職員を含めた関係者の共通理解の下で組織的に対応するため、アレルギー対応マニュアルを整理すること。	2件
給食	衛生管理	加熱調理食品はすべて中心温度を測定し記録すること。なお、サラダや和え物等についても、調理過程で適切な温度まで加熱されているか確認するため、中心温度を測定し記録すること。	1件
給食	食育の取組	食育計画は評価・反省欄を設け毎年評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	1件
給食	調理委託の内容	調理業務の委託契約について、以下の事項を契約書または仕様書等において明確にすること。 (1) 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと幼保連携型認定こども園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても幼保連携型認定こども園側において契約を解除できること。 (2) 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため幼保連携型認定こども園に損害を与えた場合は、受託業者は幼保連携型認定こども園に対し損害賠償を行うこと。	1件

計24件